

## 短期被保険者証交付要綱及び被保険者資格証明書について

### 短期被保険者証とは

- ・「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第20条(※1)」及び「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則第5条(※2)」の通常の有効期限より短い被保険者証を出すことができるという規定に基づく
- ・資格証明書に至らないよう納付相談の機会の確保をするために交付

※1：別紙①参照、※2：別紙②参照

### 被保険者資格証明書とは

- ・後期高齢者医療制度における保険料の収納確保のため収納対策のひとつとして、納期限から1年以上保険料を納付しない滞納者に対し、納付相談等の機会を確保し適切な収納に結びつける仕組みで収納対策の手段
- ・「高齢者の医療の確保に関する法律第54条(※3)」に規定
- ・交付の対象から除外するもの(公費負担医療給付を受けられるもの、特別の事情のあるもの)
- ・資格証明書を交付されると医療機関等・薬剤等の費用の全額を自己負担していただき、後で広域連合へ請求し特別療養費として支給を受ける

※3：別紙③参照

### 収納確保の重要性

- 被保険者間の負担の公平を図る
- 支援金等を負担している若者世代の理解を得る観点からも重要である

### 厚生労働省からの資格証明書の運用についての留意点

- ①資格証明書の交付により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないよう機械的に行うことのないような運用を求められている。
- ②特に所得の少ない被保険者への対応として収入・生活状況等を個々に具体的に把握し資格証明書の交付に至らないよう運用基準の整備を図る必要がある。

短期証		交付資格取次基準	
交付対象者 (第2条)	滞納被保険者 (納付相談、納付誓約等により滞納保険料の解消の見込があるものは除く) ①納付相談等に応じようとしないうとき ②納付相談の結果、所得、資産を勘案すると十分な負担能力があると認められるとき ③納付誓約の内容を遵守しないとき ④故意に滞納処分をのがれようとするとき ⑤その他市町の滞納整理業務において必要と認められるとき 毎年5月・8月・11月・2月・・・対象者の抽出を広域連合が行い市町へ通知する。 市町は収納状況等を確認し、その結果を広域連合へ通知する。		
交付基準 (第3条)	交付判定基準日=短期証の更新日 交付判定期間=更新日の前の2年間		
交付区分 (第3条)	6カ月短期証	3カ月短期証	1カ月短期証
	滞納月数が6月以上	短期証を継続するもので滞納保険料が減少しないもの	すでに被保険者資格証明書の交付を受けている者のうち、緊急その他やむを得ない理由による診療又は薬剤の支給が必要と認められるときに医療費の全額負担が困難である場合
有効期限 (第4条)	1月31日・7月31日	10月31日・1月31日 4月30日・7月31日	交付する月の翌月末日 ただし7月に交付する場合は当月末日
交付・更新 (第5条)	被保険者証の更新日に短期証を交付する。 随時の交付の場合の有効期限は、上記の有効期限とする。 有効期限が満了する都度、交付基準に基づき更新する。 広域連合が交付 郵送または市町の窓口交付		
交付解除 (第6条)	更新時・・・被保険者証又は資格証明書の交付対象者となった場合 更新時以外・・・短期証交付者から交付解除の申出があったとき、滞納保険料を完納したことの確認ができた場合		

資格証明書	交付事務取扱基準
<p>交付対象者 (第2条)</p>	<p>すでに短期証の交付を受けているもの 納期限から1年以上経過した滞納保険料が3月以上ある被保険者</p> <p>交付対象者から除く者(交付対象外被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給を受けられる者</li> <li>○児童福祉法に規定する障害児施設医療費の支給等公費負担医療等を受けることができる者</li> <li>○特別の事情に該当する者</li> </ul> <p>毎年5月・8月・11月・2月・・・対象者の抽出を広域連合が行い市町へ通知する。</p>
<p>特別の事情 (第3条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第4条の事由により保険料を納付することができないと認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞納被保険者等がその財産につき災害または盗難にあったこと</li> <li>・ 滞納被保険者等または生計を一にする親族が病気または負傷したこと</li> <li>・ 滞納被保険者等がその事業を廃止または休止したこと</li> <li>・ 滞納被保険者等がその事業に著しい損失を受けたこと</li> <li>・ 前項目に類する事由があったこと</li> </ul> </li> <li>② 仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難になり必要な医療を受ける機会が損なわれる恐れがあると認められる場合</li> <li>③ 保険料の減免の適用または市町における分納納付誓約を履行している場合</li> </ul>
<p>特別の事情 の認定 (第4条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交付候補者及び連帯納付義務者の現在の収入、生活状況等を個々に具体的に把握した上で、交付候補者等に保険料を現に負担する能力があるか否かを判断する。</li> <li>② 認定を行う際に、直ちに判断がつかない場合は、当該認定を保留し、市町と連携し当該被保険者の収入、生活状況等の把握に努める。</li> <li>③ 広域連合は、市町からの交付対象外被保険者該当結果の通知により認定する。</li> </ul>
<p>弁明の機会 の付与 (第5条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者証の返還の通知を行う前に弁明の機会を与える。</li> <li>② 交付対象者から 弁明があった場合 再度交付対象外被保険者に該当するか否か確認を行う</li> </ul>
<p>被保険者証 の返還請求 (第6条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 弁明書等を提出しなかった者 または 弁明書の提出があるが特別の事情が認められない者に対し被保険者証の返還を求める</li> <li>② 「後期高齢者医療被保険者証返還命令通知書」により通知する</li> </ul>
<p>交付 (第7条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者証の返還されたとき資格証明書を交付する</li> <li>② 原則として市町の窓口等において手交</li> <li>③ 交付に際して、保険料の納付相談及び納付指導の経過並びに実態調査等を記録した調査書を市町は作成し広域連合へ提出する</li> </ul>
<p>交付解除 (第8条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 滞納している保険料を完納したとき</li> <li>② 納期限から1年を経過している保険料を完納した場合その他滞納額の著しい減少が認められるとき</li> <li>③ 納付相談に応じ、滞納保険料の解消に向け納付誓約を遵守するとき</li> <li>④ 交付対象外被保険者と認定されたとき</li> </ul>